

[ホーム](#) > 個人情報の保護に関する法律の改正並びに横須賀市個人情報保護条例の廃止及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

更新日：

## 個人情報の保護に関する法律の改正（横須賀市個人情報保護条例の廃止及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定）について

### 個人情報の保護に関する法律の改正に対する横須賀市の対応について

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立並びに国際的制度調和が要請される情勢の中、国は、団体ごとの個人情報保護条例の規定や運用の相違による保護水準の不均衡及びデータ流通の支障等の是正並びに我が国の成長戦略への整合を図る目的から、「個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）」の改正を行いました。

（令和3年5月19日公布され、令和5年4月1日施行予定）

この改正により、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等が同一の法律によって個人情報を取り扱うこととされました。また、地方公共団体においては、法に基づき個人情報を取り扱うことが求められたことから、法により許容される範囲内において条例で必要な事項を規定するものとされました。

以上の経緯から、本市は、現行の「横須賀市個人情報保護条例」を廃止し、新たに法の施行に必要な事項を規定する「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定します。

（令和5年4月施行予定）

また、保有個人情報の取り扱いに関する安全管理の措置等、個人情報の取り扱いに係る細目は、規則・要綱等に定め、適切な個人情報の保護及び活用を行ってまいります。

### これまでの横須賀市の個人情報保護の取り組み

ここに取り組みに関する内容を掲載します。（仮）

### これからの横須賀市の個人情報保護及び活用の取り組み

ここにこれからの取り組みに関する内容を掲載します。（仮）

### 横須賀市個人情報保護運営審議会による答申及び意見

〇月〇日付横須賀市個人情報保護運営審議会答申（リンク）

（個人情報保護運営審議会の意見）

本市は、個人情報の保護が住民の福祉にとって重要であることに鑑み、現行の横須賀市個人情報

保護条例の制定をもって今日まで約三十年間その実績を重ねてきました。

他方で、社会における情報流通の急激なデジタル化と、個人の保護と尊重に留意しつつ社会インフラとしての住民データの利活用も、社会基盤を持続かつ発展可能なものとして維持するためには必須と考えます。新たな条例は、デジタル・ガバメント（電子自治体）構想のもと、これらを調和あるかたちで展開するため、個人情報保護法の拡充のもと制定されるものです。

<ご意見追加があればこちらに掲載>

～が～であることを望みます。

## 個人情報の保護に関する法律

個人情報の保護に関する法律条文（外部サイト）

## 横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例

横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例条文（リンク）

### お知らせ

- [テキストテキストテキスト](#)
- [テキストテキストテキスト](#)
- [テキストテキストテキスト](#)

### 関連リンク

- [テキストテキストテキスト](#)
- [テキストテキストテキスト](#)
- [テキストテキストテキスト](#)

### お問い合わせ

#### [総務部総務課](#)

横須賀市小川町11番地 本館1号館5階（市政情報コーナーは本館2号館1階）<郵便物：「〒238-8550 総務部総務課」で届きます>

電話番号：046-822-9666

ファクス：046-822-7795

電話番号 : 046-822-4000 ファクス : 046-822-7795

(c) 2010 Yokosuka City